岐阜県規則第七十五号 岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則(昭和三十一年岐阜県規則第百四号)の一 岐阜県各種委員等の報酬の額に関する規則の一部を改正する規則

令和四年七月二十九日

岐阜県知事

古

田

第

Ξ

百

+

九

号

金曜日

令

和

四

年七月二十九

日

規

則

部を次のように改正する。

本則第二号の表災害医療コーディネーターの項の次に次のように加える。

災害時小児周産期リエゾン

日額

三、七〇〇円

附

この規則は、公布の日から施行する。

令和四年七月二十九日

岐阜県知事

古

田

岐阜県規則第七十六号

岐阜県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

岐 阜

県

公 報

毎週

(金曜日)

発行

令和四年七月二十九日

第

ように改正する。 岐阜県公害防止条例施行規則(昭和四十三年岐阜県規則第百二十九号)の一部を次の

る」に改め、同項各号を削る。二十九号)第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、設備を設けて客に飲食させ第二十七条第二項中「次に掲げる」を「食品衞生法施行令(昭和二十八年政令第二百第四条の二第一号中「三の項及び四の項」を「二の項及び三の項」に改める。

定する飲食店営業のうち、設備を設けて客に飲食させる」に改め、同項各号を削る。第二十七条の二第三項中「次に掲げる」を「食品衞生法施行令第三十五条第一号に規

別表第三一の表中「単位(g/w」を「単位g/w」に改め、同表一の項を削り、同項とする。別表第二中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項を二の項とし、四の項を三の

考一中「「買/㎡」と」を「排出基準」に改め、「摂氏」を削り、「(ミリグラム)をい「三の項」を「二の項」に改め、同表二の項中「四の項」を「三の項」に改め、同表一の項中「とする」に改める。「「g/㎡」と」を「排出基準」に改め、「摂氏」を削り、「(グラム)をいう」を表二の項中「二の項」を「一の項」に改め、同項を同表一の項とし、同表備考一中

岐

阜

う」を「とする」に改める。

別記第二号様式別紙一中別表第八六の項中「廃棄洗浄施設」を「排気洗浄施設」に改める。

伝 熟 面 積 (㎡)  パーナーの燃料の燃焼能力 (重油換算1/h) 火 裕 子 面 積 (㎡)	熟 面 積 (㎡) ーナーの燃料の燃焼 (重油換算1/ 格子 面 積 (㎡)

	蓏	温	
	火格子面積 (m²)	パーナーの燃料の燃焼能力 (重油換算1/h)	
_		に	

四とし、二を三とし、一の次に次のように加える。改め、同様式別紙二中「N㎡」を「㎡」に改め、同様式別紙二備考中四を五とし、三を

- 2 無田ガス岬及びばい薩岬については追歴が帰歴であつて圧力が1気圧の決議(以下にの2において「癲嘩決議」という。)における岬に、はい癌の湯域については癲嘩決議における帯田ガス1以方メートル中の岬に、やれぞれ凌駕したものとする。別記第二号様式別紙三中「Nm』を「m』に改め、同様式別紙三備考中三を四とし、一の次に次のように加える。
- 2 排出ガス神及びばい薩岸については追厥が帰厥であつて圧力が1気圧の決議(以下にの2において「蘊準決議」という。)における神に、ばい癌の湯液については蘊準決議における排出ガス1立方メートル中の神に、やわべれ滋賀したものとする。別記第六号様式別紙二の二中「Nmg」を「mg」に改め、同様式別紙二の二備考に次のように加える。
- 排風機の風量及び排出ガス量については温度が零度であつて圧力が1気圧の状態(以下この3において「標準状態」という。)における量に、濃度については標準状態における排出ガス1立方メートル中の量に、それぞれ換算したものとする。
  せ、 」

ω

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

1

のまま使用することを妨げない。 の規則による改正後の岐阜県公害防止条例施行規則の規定にかかわらず、旧用紙をそ定により作成されている用紙(以下「旧用紙」という。) がある場合においては、こ2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県公害防止条例施行規則の規

指定理由の消滅

319 号

岐阜県告示第二百六十一号

内容を告示する。 ら保安林の解除をしようとする旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定によりその

岐阜県知事 古

田

所に備え置いて縦覧に供する。)

次のとおりとする。 立木の伐採の限度

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び高山市役

岐阜県告示第二百六十三号

次のように変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を

課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、令和四年七月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持

令和四年七月二十九日

古 田

岐阜県知事

ļ		類の道 種路
明和	印美	路
	良並 泉	線 名
で	五〇〇番一地先	区間
後	前	別前変区 後更域
	-5 -7 -5	ル ( メート ト 幅
三四六三	三四六・三	ル <sub>(メート</sub> 長
		備

岐阜県告示第二百六十四号

用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供 示

2 1

主伐は、択伐による。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

告

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により農林水産大臣か

令和四年七月二十九日

解除の理由 土砂の流出の防備

保安林として指定された目的

恵那市中野方町字飯沢二六三の三、二六六の二四

解除予定保安林の所在場所

Ξ

岐阜県告示第二百六十二号 安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

令和四年七月二十九日

岐阜県知事

古

田

保安林予定森林の所在場所 高山市奥飛驒温泉郷神坂字水上一六二の一、一六二の二、一六二の六から一六二の

指定の目的 土砂の流出の防備

Ξ 指定施業要件

立木の伐採の方法

岐 阜 県 公 報 令和4年7月29日 (320)

課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、 類の道 種路 令和四年七月二十九日 その関係図面は、令和四年七月二十九日から二週間岐阜県県土整備部道路維持 路 線 名 X 間 岐阜県知事 ル<sub>(</sub>)延 イ ト長 古 の 供用開始 期 田 日

## 県道 北南 勢濃 線 五三番一地先地内 海津市南濃町庭田字奥谷一〇 秃四 ッ**令** ・和 に 元 三令 二和 一· ほ示変決(備 か年更定区 )月の又域 日告はの考

## 選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第二十八号

更の報告があったので、その旨告示する。 号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり名称の変 公職選挙法施行令 (昭和二十五年政令第八十九号) 第五十五条第二項及び第四項第二

令和四年七月二十九日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利

幸

## 名称の変更

号

医療法人社テーション	段
療法人社団誠道会 各 ーション介護医療院	畑
・務原リハビリ	溆
医療法人を 菜の花	段
社団誠道会	畑
介護老人保健施	部

第

319

岐阜県選挙管理委員会告示第二十九号

号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定の取 公職選挙法施行令 (昭和二十五年政令第八十九号) 第五十五条第二項及び第四項第二

令和四年七月二十九日

岐阜県選挙管理委員会 委員長

大

松

利

幸

消しをしたので、その旨告示する。

指定を取り消す施設の名称等

土地改良事業計画の変更の適当の決定

示

公

同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公示し、変更後 法第八条第一項の規定により、次の土地改良事業の計画の変更を適当と決定したので、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第四十八条第九項において準用する同

令和四年七月二十九日

の土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供する。

岐阜県知事 古 田

土養	施
地老	行
改町良大	者
区巻	名
養老町大巻地区	施行に係る地区名
養老	縦
町	覧
役	場
場	所
同令和	縦
. 四	覧
八七二九九	期
でら	間

( 321 )	<b>令和4年7月</b> 29日	岐	阜		県		公	4	報						第	319	号	
( 321 )	令和4年7月29日	(2) 所 在 地 関市小瀬 1288	- 単 (1) 部局の名称 岐阜県産業技術総合センター総務課管理調整係	7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地	<b>県 6 落札金額</b> 40,700,000円	代表取締役 山田 和謙	公 株式会社テクノサイエンスジャパン	5 落札者の住所及び氏名 東京都世田谷区玉川台2 28 5 コンド玉川台	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 入札公告を行った日 令和4年5月27日	2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札	1 調達物品の名称及び数量 車載機器EMC試験拡張システム 一式	岐阜県知事。古田・管学	令和四年七月二十九日	第   百二十号) 第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。	31 岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成七年岐阜県規則第 9	号  落札者等に関する公示	